

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更について

1. 趣旨

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定に基づき、平成26年3月に策定したところです。

平成29年9月に国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画が変更されたことに伴い、滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画の変更を行うものです。

【これまでの経過】

- 平成24年5月11日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 平成25年6月7日 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の策定
- 平成26年3月19日 滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- 平成29年9月12日 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の変更

2. 変更の概要

- (1) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の変更に伴う変更
(抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量の変更 等)
- (2) 担当部局の整理
- (3) その他用語の整理

3. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量の変更について

全り患者(人口の25%が患すると想定)の治療その他の医療対応に必要な量とし、直近の人口統計および今後の人口変動を鑑み国が算出。(変更前の備蓄目標量は直近の数量。)

○国全体の備蓄目標量: 【変更前】56,500,000人分→【変更後】47,700,000人分

○本県の備蓄目標量: 【変更前】257,700人分→【変更後】209,300人分

4. 今後の予定

- ・平成30年2月7日 総務・政策・企業常任委員会へ変更案を報告
- ・ 2月9日 厚生・産業常任委員会へ変更案を報告
- ・「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」改定後、県議会に報告

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の一部変更のポイント

変更前

変更後

①患者の治療

(ア)全罹患患者 (3,200万人)
人口の25%が新型インフルエンザウイルスに罹患し、その全員が受診

(イ)全重症患者への倍量・倍期間投与 (+750万人分)
新型インフルエンザの病態が重篤の場合、倍量・倍期間投与を行う可能性

②予防投与(300万人分)

- ✓ 発生早期には、感染拡大防止のため、同じ職場の者などに投与する可能性
- ✓ 十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚に接触した医療従事者等に投与する可能性

③季節性インフルエンザの同時流行

(1,270万人分)
季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合

④その他(130万人分)

①患者の治療

(ア)全罹患患者 (3,200万人)
人口の25%が新型インフルエンザウイルスに罹患し、その全員が受診 (変更なし)

不要

備蓄の対象となった平成20年度当時は効果が指摘されていたが、厚生労働省の研究班(谷口班)において、治療効果が科学的に確認されなかった。

②予防投与(300万人分)

- ✓ 発生早期には、感染拡大防止のため、同じ職場の者などに投与する可能性
- ✓ 十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚に接触した医療従事者等に投与する可能性

③季節性インフルエンザの同時流行

(1,270万人分)
季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合

(参考) 備蓄目標量

	タミフル		リレンザ	イナビル	ラビアクタ	合計
	カプセル	ドライシロップ				
国備蓄分	508.95 万人分	245.05 万人分	188.5 万人分	848.25 万人分	94.25 万人分	1,885 万人分
都道府県備蓄分	508.95 万人分	245.05 万人分	188.5 万人分	848.25 万人分	94.25 万人分	1,885 万人分
流通備蓄分	270 万人分	130 万人分	100 万人分	450 万人分	50 万人分	1,000 万人分
合計	1,287.9 万人分	620.1 万人分	477 万人分	2,146.5 万人分	238.5 万人分	4,770 万人分

都道府県別抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標量

(単位:千人分)

	抗インフル薬 備蓄目標総数	抗インフルエンザウイルス薬					総務省住民基本 台帳に基づく人口 (参考)
		タミフル カプセル	タミフル ドライシロップ	リレンザ	イナビル	ラビアクタ	
01 北海道	791.6	213.7	102.9	79.2	356.2	39.6	5,371
02 青森	195.2	52.7	25.4	19.5	87.8	9.8	1,324
03 岩手	188.2	50.8	24.5	18.8	84.7	9.4	1,277
04 宮城	341.8	92.3	44.5	34.2	153.8	17.0	2,319
05 秋田	151.6	40.9	19.7	15.2	68.2	7.6	1,029
06 山形	164.7	44.4	21.4	16.5	74.2	8.2	1,118
07 福島	285.8	77.2	37.1	28.6	128.6	14.3	1,939
08 茨城	436.2	117.8	56.7	43.6	196.3	21.8	2,960
09 栃木	293.7	79.3	38.2	29.4	132.1	14.7	1,992
10 群馬	294.4	79.5	38.3	29.4	132.5	14.7	1,998
11 埼玉	1,082.2	292.2	140.7	108.2	487.0	54.1	7,344
12 千葉	926.0	250.0	120.4	92.6	416.7	46.3	6,284
13 東京	1,994.0	538.4	259.2	199.4	897.3	99.7	13,530
14 神奈川	1,349.2	364.3	175.5	134.9	607.1	67.4	9,155
15 新潟	339.2	91.6	44.1	33.9	152.6	17.0	2,301
16 富山	158.4	42.8	20.6	15.8	71.3	7.9	1,075
17 石川	170.0	45.9	22.1	17.0	76.5	8.5	1,154
18 福井	117.1	31.6	15.2	11.7	52.7	5.9	794
19 山梨	124.5	33.6	16.2	12.5	56.0	6.2	845
20 長野	313.3	84.6	40.7	31.3	141.0	15.7	2,126
21 岐阜	304.4	82.2	39.6	30.5	137.0	15.1	2,066
22 静岡	553.8	149.5	72.0	55.4	249.2	27.7	3,757
23 愛知	1,110.0	299.7	144.3	111.0	499.5	55.5	7,532
24 三重	271.5	73.3	35.3	27.1	122.2	13.6	1,842
25 滋賀	209.3	56.5	27.2	20.9	94.2	10.5	1,420
26 京都	378.6	102.2	49.2	37.9	170.4	18.9	2,569
27 大阪	1,305.9	352.6	169.8	130.6	587.6	65.3	8,861
28 兵庫	826.2	223.1	107.4	82.6	371.8	41.3	5,607
29 奈良	203.3	54.9	26.4	20.3	91.5	10.2	1,380
30 和歌山	145.2	39.2	18.9	14.5	65.3	7.3	985
31 鳥取	84.7	22.9	11.0	8.5	38.1	4.2	575
32 島根	102.6	27.7	13.3	10.3	46.2	5.1	696
33 岡山	284.1	76.7	36.9	28.5	127.9	14.1	1,928
34 広島	421.1	113.7	54.7	42.1	189.5	21.1	2,857
35 山口	207.7	56.1	27.0	20.8	93.4	10.4	1,409
36 徳島	112.6	30.4	14.6	11.3	50.7	5.6	764
37 香川	147.1	39.7	19.1	14.7	66.2	7.4	998
38 愛媛	207.1	55.9	26.9	20.7	93.2	10.4	1,405
39 高知	108.0	29.2	14.0	10.8	48.6	5.4	733
40 福岡	755.4	204.0	98.2	75.5	339.9	37.8	5,126
41 佐賀	123.5	33.3	16.1	12.3	55.6	6.2	838
42 長崎	205.3	55.4	26.7	20.5	92.4	10.3	1,393
43 熊本	264.8	71.5	34.4	26.5	119.2	13.2	1,798
44 大分	173.4	46.8	22.5	17.3	78.1	8.7	1,177
45 宮崎	165.2	44.6	21.5	16.5	74.3	8.3	1,120
46 鹿児島	245.9	66.4	32.0	24.6	110.6	12.3	1,668
47 沖縄	216.2	58.4	28.1	21.6	97.3	10.8	1,467
計	18,850.0	5,089.5	2,450.5	1,885.0	8,482.5	942.5	127,906

(注)総務省 住民基本台帳に基づく人口(平成29年1月1日現在)参照